

多重債務問題に係る地方自治体における取組に関する調査

参考資料

平成19年3月26日

Q1.住民からの多重債務問題(借金が重なり返済が困難になっている状態)に関する相談があった場合、主にどのような対応をしていますか(複数回答可)。

	自治体数	②(事情の聴取)を回答した自治体の割合(%)	③(解決方法の検討・助言)を回答した自治体の割合(%)
人口50万人以上の市 ※1	33 (1.8%)	66.7 ^{②-1: 60.6} _{②-2: 9.1※2}	48.5
人口30万人以上の市	85 (4.6%)	68.2 ^{②-1: 57.6} _{②-2: 12.9}	54.1
人口20万人以上の市	131 (7.2%)	69.5 ^{②-1: 51.9} _{②-2: 20.6}	56.5
人口10万人以上の市	283 (15.5%)	65.7 ^{②-1: 45.2} _{②-2: 22.6}	54.1
人口5万人以上の市	557 (30.4%)	61.2 ^{②-1: 42.9} _{②-2: 20.3}	47.9
市	802 (43.8%)	56.7 ^{②-1: 39.5} _{②-2: 19.0}	40.0
町村	1028 (56.2%)	28.7 ^{②-1: 22.8} _{②-2: 6.4}	7.0
全体	1830 (100%)	41.0 ^{②-1: 30.1} _{②-2: 11.9}	21.5

※1 東京23区も含む。以下、本資料において同じ。

※2 ②-1は、②-1(相談者から、多重債務に関する相談内容を丁寧に聴取する。)、②-2は、②-2(相談者から、多重債務に至った借入経過や原因等の聴取を行う。)をそれぞれ選択した自治体の割合を示す。なお、②-1と②-2を共に選択した市町村があることから、内訳の合計と②を回答した自治体の割合は一致しない。以下、本資料において同じ。

Q1.住民からの多重債務問題(借金が重なり返済が困難になっている状態)に関する相談があった場合、主にどのような対応をしていますか(複数回答可)。

	自治体数	②(事情の聴取)を回答した自治体の割合(%)	③(解決方法の検討・助言)を回答した自治体の割合(%)
Q3で「住民からの多重債務に関する相談に対して、①消費生活センターを設置し、対応している」と回答した市町村	244 (13.3%)	71.7 ^{②-1: 43.9} _{②-2: 31.1}	53.3
うち市	225 (12.3%)	73.8 ^{②-1: 44.4} _{②-2: 32.9}	55.6
Q3で「住民からの多重債務に関する相談に対して、②消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している」と回答した市町村	650 (35.5%)	48.2 ^{②-1: 36.0} _{②-2: 13.7}	24.9
うち市	318 (17.4%)	59.1 ^{②-1: 43.1} _{②-2: 17.9}	41.2
上記の合計 ※	891 (48.7%)	54.7 ^{②-1: 38.2} _{②-2: 18.4}	32.8
うち市	542 (29.6%)	65.1 ^{②-1: 43.5} _{②-2: 24.0}	47.2
全体	1830 (100%)	41.0 ^{②-1: 30.1} _{②-2: 11.9}	21.5

※Q3で①と②の両方を回答した自治体があることから、「上記の合計」の値はそれぞれの項目の単純合計と異なる。

Q1.住民からの多重債務問題(借金が重なり返済が困難になっている状態)に関する相談があった場合、主にどのような対応をしていますか(複数回答可)。

	自治体数	②(事情の聴取)を回答した自治体の割合(%)	③(解決方法の検討・助言)を回答した自治体の割合(%)
Q6で「多重債務問題も扱う消費者相談の専任者(相談のみに従事する者)」が1名以上いると回答した市町村	504 (27.5%)	69.0 <small>②-1: 45.0 ②-2: 26.2</small>	52.0
うち市	393 (21.5%)	73.5 <small>②-1: 46.8 ②-2: 29.5</small>	60.8
上記のうちQ3で①又は②を回答した市町村	386 (21.1%)	72.8 <small>②-1: 45.6 ②-2: 29.8</small>	56.5
うち市	325 (17.8%)	76.3 <small>②-1: 47.4 ②-2: 32.0</small>	62.2
消費生活センターを設置している市町村	366 (20.0%)	67.8 <small>②-1: 42.9 ②-2: 27.6</small>	54.6
うち市	353 (19.3%)	69.1 <small>②-1: 44.2 ②-2: 27.8</small>	55.5
全体	1830 (100%)	41.0 <small>②-1: 30.1 ②-2: 11.9</small>	21.5

Q3.住民からの多重債務に関する相談に対してどの部署が対応していますか。

	自治体数	①(消費生活センター)を回答した自治体の割合(%)	②(消費者問題の相談窓口)を回答した自治体の割合(%)	③(一般の住民相談窓口)を回答した自治体の割合(%)	④(特段の対応部署なし)を回答した自治体の割合(%)	⑤(その他)を回答した自治体の割合(%)
人口50万人以上の市	33 (1.8%)	57.6	3.0	3.0	6.1	45.5
人口30万人以上の市	85 (4.6%)	67.1	7.1	3.5	4.7	34.1
人口20万人以上の市	131 (7.2%)	66.4	10.7	2.3	4.6	32.1
人口10万人以上の市	283 (15.5%)	49.5	25.1	6.4	3.2	25.1
人口5万人以上の市	557 (30.4%)	34.8	35.7	11.0	3.2	20.3
市	802 (43.8%)	28.1	39.7	14.0	3.4	18.5
町村	1028 (56.2%)	1.8	32.3	36.3	16.3	12.7
全体	1830 (100%)	13.3	35.5	26.5	10.7	15.2

※複数回答又は無回答の自治体があることから、①～⑤の単純合計は100%と一致しない。

Q8. 多重債務問題の相談に際して、生活保護、DV(家庭内暴力)、公営住宅賃料徴収等の部局と連携は
 図っていますか(例:生活保護の相談に来た住民に多重債務問題の相談を受けることを促す 等)。

	自治体数	①(関係部局で多重債務問題を抱える者に対応した場合には、相談窓口是直接連絡し、相談に誘導する) ②(関係部局で多重債務問題を抱える者に対応した場合には、相談窓口の連絡先等を教える) の合計
人口50万人以上の市	33 (1.8%)	48.5
人口30万人以上の市	85 (4.6%)	52.9
人口20万人以上の市	131 (7.2%)	57.3
人口10万人以上の市	283 (15.5%)	59.4
人口5万人以上の市	557 (30.4%)	59.6
市	802 (43.8%)	55.7
町村	1028 (56.2%)	43.6
全体	1830 (100%)	48.9

Q8. 多重債務問題の相談に際して、生活保護、DV(家庭内暴力)、公営住宅賃料徴収等の部局と連携は
 図っていますか(例:生活保護の相談に来た住民に多重債務問題の相談を受けることを促す 等)。

	自治体数	①(関係部局で多重債務問題を抱える者に対応した場合には、相談窓口是直接連絡し、相談に誘導する) ②(関係部局で多重債務問題を抱える者に対応した場合には、相談窓口の連絡先等を教える) の合計
Q3で「住民からの多重債務に関する相談に対して、①消費生活センターを設置し、対応している」と回答した市町村	244 (13.3%)	62.3
うち市	225 (12.3%)	61.8
Q3で「住民からの多重債務に関する相談に対して、②消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している」と回答した市町村	650 (35.5%)	52.6
うち市	318 (17.4%)	59.1
上記の合計	891 (48.7%)	55.2
うち市	542 (29.6%)	60.1
全体	1830 (100%)	48.9

※Q3で①と②の両方を選択した自治体があることから、合計値はそれぞれの項目の単純合計と異なる。

Q8. 多重債務問題の相談に際して、生活保護、DV(家庭内暴力)、公営住宅賃料徴収等の部局と連携は
 図っていますか(例:生活保護の相談に来た住民に多重債務問題の相談を受けることを促す 等)。

	自治体数	①(関係部局で多重債務問題を抱える者に対応した場合には、相談窓口に直接連絡し、相談に誘導する) ②(関係部局で多重債務問題を抱える者に対応した場合には、相談窓口の連絡先等を教える) の合計
Q6で「多重債務問題も扱う消費者相談の専任者(相談のみに従事する)」が1名以上いると回答した市町村	504 (27.5%)	61.9
うち市	393 (21.5%)	64.6
上記のうちQ3で①又は②を回答した市町村	386 (21.1%)	64.2
うち市	325 (17.8%)	65.8
消費生活センターを設置している市町村	366 (20.0%)	61.7
うち市	353 (19.3%)	61.5
全体	1830 (100%)	48.9

Q14. 住民からの多重債務問題に関する相談業務として、仮に、今後新たに貴自治体に以下の取組を求められることとなった場合、どのような対応までなら可能と考えていますか(複数回答可)。

	自治体数	②(事情の聴取)を回答した自治体の割合(%)	③(解決方法の検討・助言)を回答した自治体の割合(%)
人口50万人以上の市	33 (1.8%)	69.7 ②-1: 60.6 ②-2: 12.1	45.5
人口30万人以上の市	85 (4.6%)	70.6 ②-1: 56.5 ②-2: 16.5	48.2
人口20万人以上の市	131 (7.2%)	71.8 ②-1: 52.7 ②-2: 22.1	52.7
人口10万人以上の市	283 (15.5%)	67.5 ②-1: 44.9 ②-2: 24.4	51.9
人口5万人以上の市	557 (30.4%)	65.4 ②-1: 42.9 ②-2: 24.6	46.0
市	802 (43.8%)	61.0 ②-1: 39.9 ②-2: 23.1	38.7
町村	1028 (56.2%)	35.3 ②-1: 26.0 ②-2: 11.6	7.1
全体	1830 (100%)	46.6 ②-1: 32.1 ②-2: 16.6	20.9

【参考】Q14で②-1(相談内容聴取)を回答した市のうち、Q15(対応困難な理由)で

①(財政的・人力的理由)を回答したのは52%、②(専門的知識の不足)を回答したのは71%、③(その他)を回答したのは、5%。

②-2(借入経過や原因等の聴取)を回答した市のうち、Q15で①を回答したのは56%、②を回答したのは59%、③を回答したのは、3%。

②-1も②-2も選択しなかった市のうち、Q15で①を回答したのは56%、②を回答したのは75%、③を回答したのは、4%。

Q14. 住民からの多重債務問題に関する相談業務として、仮に、今後新たに貴自治体に以下の取組を求められることとなった場合、どのような対応までなら可能と考えていますか(複数回答可)。

	自治体数	②(事情の聴取)を回答した自治体の割合(%)	③(解決方法の検討・助言)を回答した自治体の割合(%)
Q3で「住民からの多重債務に関する相談に対して、①消費生活センターを設置し、対応している」と回答した市町村	244 (13.3%)	68.9 <small>②-1: 40.6 ②-2: 31.1</small>	50.8
うち市	225 (12.3%)	71.1 <small>②-1: 42.2 ②-2: 32.0</small>	52.9
Q3で「住民からの多重債務に関する相談に対して、②消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している」と回答した市町村	650 (35.5%)	54.9 <small>②-1: 36.5 ②-2: 21.1</small>	24.5
うち市	318 (17.4%)	66.7 <small>②-1: 43.1 ②-2: 26.1</small>	40.6
上記の合計 ※	891 (48.7%)	58.8 <small>②-1: 37.6 ②-2: 23.8</small>	31.8
うち市	542 (29.6%)	68.5 <small>②-1: 42.6 ②-2: 28.4</small>	45.8
全体	1830 (100%)	46.6 <small>②-1: 32.1 ②-2: 16.6</small>	20.9

※Q3で①と②の両方を選択した自治体があることから、合計値はそれぞれの項目の単純合計と異なる。

Q14. 住民からの多重債務問題に関する相談業務として、仮に、今後新たに貴自治体に以下の取組を求められることとなった場合、どのような対応までなら可能と考えていますか(複数回答可)。

	自治体数	②(事情の聴取) を回答した自治 体の割合(%)	③(解決方法の検 討・助言)を回答した 自治体の割合(%)
Q6で「多重債務問題も扱う消費者相談の 専任者(相談のみに従事する者)」が1名以 上いると回答した市町村	504 (27.5%)	69.0 <small>②-1: 41.3 ②-2: 30.4</small>	49.0
うち市	393 (21.5%)	75.1 <small>②-1: 44.3 ②-2: 33.6</small>	57.5
上記のうちQ3で①又は②を回答した市町村	386 (21.1%)	73.1 <small>②-1: 42.2 ②-2: 34.2</small>	53.4
うち市	325 (17.8%)	77.5 <small>②-1: 44.9 ②-2: 36.0</small>	59.4
消費生活センターを設置している市町村	366 (20.0%)	68.0 <small>②-1: 41.3 ②-2: 29.0</small>	52.7
うち市	353 (19.3%)	69.1 <small>②-1: 42.5 ②-2: 28.9</small>	53.5
全体	1830 (100%)	46.6 <small>②-1: 32.1 ②-2: 16.6</small>	20.9

(参考)

Q1(現状の取組み)において、

①(他の相談窓口を紹介)のみを選択した898自治体のうち、

Q14(将来の見通し)において、

②(事情の聴取)を選択したのは、 14.0%(126自治体)

③(解決方法の検討・助言)を選択したのは、 1.3%(12自治体)

④(家計管理)を選択したのは、 0.9%(8自治体)

相談・連携体制の現状(各都道府県ごとの全市町村の取組み)

	左側(前半)			右側(後半)			
	Q1(現状の取組)で ②事情の聴取 を選択した自治体の 割合	Q1(現状の取組)で ③解決方法の検討助言 を選択した自治体の 割合	Q8(他部局との連携)で ①相談窓口に誘導 又は ②窓口の連絡先を教える を選択した自治体の割合	Q1(現状の取組)で ②事情の聴取 を選択した自治体の 割合	Q1(現状の取組)で ③解決方法の検討助言 を選択した自治体の 割合	Q8(他部局との連携)で ①相談窓口に誘導 又は ②窓口の連絡先を教える を選択した自治体の割合	
北海道	39%	19%	44%	滋賀県	54%	38%	50%
青森県	33%	10%	55%	京都府	44%	19%	41%
岩手県	37%	11%	66%	大阪府	40%	28%	53%
宮城県	64%	44%	56%	兵庫県	32%	17%	39%
秋田県	64%	24%	44%	奈良県	36%	31%	41%
山形県	34%	17%	60%	和歌山県	17%	10%	47%
福島県	47%	18%	62%	鳥取県	26%	21%	42%
茨城県	57%	43%	48%	島根県	38%	5%	71%
栃木県	33%	27%	61%	岡山県	30%	7%	48%
群馬県	37%	13%	34%	広島県	57%	35%	65%
埼玉県	60%	40%	66%	山口県	50%	27%	41%
千葉県	52%	32%	55%	徳島県	17%	0%	8%
東京都	55%	40%	50%	香川県	29%	12%	41%
神奈川県	27%	21%	36%	愛媛県	20%	15%	50%
新潟県	34%	17%	57%	高知県	31%	9%	37%
富山県	40%	13%	53%	福岡県	44%	29%	44%
石川県	37%	5%	37%	佐賀県	43%	30%	57%
福井県	53%	29%	35%	長崎県	61%	26%	70%
山梨県	21%	4%	29%	熊本県	63%	25%	46%
長野県	35%	9%	52%	大分県	50%	39%	39%
岐阜県	26%	14%	31%	宮崎県	37%	7%	63%
静岡県	50%	19%	52%	鹿児島県	57%	29%	59%
愛知県	29%	16%	48%	沖縄県	24%	22%	39%
三重県	24%	3%	55%				
				全体	41%	21%	49%